

公害資料館ネットワーク会員規定

この公害資料館ネットワーク会員規定（以下「本規定」という）は、公害資料館ネットワーク（以下「本会」という）と、本会の会員（以下「会員」という）との関係に適用します。入会申込をいただいた時点で、本規定を承認したとみなします。

第1章 総則

（会員規定の適用）

第1条 本規定は、本会規約で定められていない詳細な規則を定め、本会規約を補足するものです。

（会員規定の変更・追加）

第2条 本会は、円滑な運営のために必要と判断した場合、幹事会の議決を経て、本規定を変更し、又は追加が必要と判断される事項を順次追加することがあります。

第2章 会員

（会員の種別）

第3条 本会の会員の種類は次の3種とします。

（1）正会員 事業活動及び運営に参画する個人又は団体

この会の目的に賛同して積極的に事業活動及び運営に参画する個人及び団体であり、総会にて平等な表決権を持つ。会員メーリングリストの利用や、研究会やイベント等の企画や参加をすることができる。

（2）賛助会員 事業活動に賛助・協力する個人及び団体

この会の目的に賛同して事業活動を行う個人及び団体であり、総会での表決権を持たないが、総会で参考意見を述べるができるものとする。また、会員メーリングリストの利用や研究会やイベント等に参加することができる。

（3）構成団体 事業活動に参画・協力する公害資料館

この会の目的に賛同して情報提供・事業活動を行う公害資料館であり、総会での表決権を持たないが、総会で参考意見を述べるができるものとする。また会員メーリングリストの利用や研究会やイベント等に参加することができる。

第3章 入会

（入会申込）

第4条 本会への入会の申込をする者は、本会が別に定める所定の入会申込書に必要事項を記入し、書面又は電磁的方法をもって本会事務局に提出する、または本会のウェブサイトの入会申込サイトの手順に従って入会申し込みを行うこととします。

（入会申込の可否）

第5条 本会は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合があります。

（1）入会に関わる事項について、偽名等の虚偽情報を提出した場合

- (2) 入会申込者が本規定及び本会規約に反するおそれのある場合
 - (3) 過去に会員資格を取り消されたものから申し込みがあった場合
 - (4) その他、前各号に準ずる場合で、本会幹事会が入会を適当でないと判断した場合
- 2 入会の可否は、幹事会において決定します。

(会員資格有効期間)

第6条 会員資格有効期間を次の各項に定めます。

- (1) 入会した初年度は当該事業年度の末日までとし、入会した翌年度以降は、本会の一事業年度とします。会員資格は、第10条で定める方法により継続することができます。
- (2) 会員資格有効期間の起算日は本会事務局が入会申込書を受け付け、第7条で定める年会費の入金の払込みを確認し、幹事会の承認が得られた日とします。

(入会金及び年会費)

第7条 入会金及び年会費の金額を以下のとおりとします。

- (1) 入会金は徴収しない
- (2) 年会費
 - 正会員（個人） 1口 3,000円（1口以上）
 - 正会員（団体） 1口 10,000円（1口以上）
 - 賛助会員（個人） 1口 2,000円（1口以上）
 - 賛助会員（団体） 1口 8,000円（1口以上）
 - 構成団体 なし

(抛出金品の不返還)

第8条 既納の会費は、返還しません。

第4章 会員資格の継続

(会員資格の継続)

- 第9条 会員資格有効期間が満了する場合には、書面又は電磁的方法により、継続のための案内を会員に通知します。
- 2 正会員及び賛助会員の会員資格は、本会の定める方法により会費を払込み、本会が入金を確認したことをもって継続されるものとします。
 - 3 構成団体の会員資格は、本会が別に定める所定の書類を書面又は電磁的方法をもって本会に提出することをもって継続されるものとします。

第5章 入会申込記載事項の変更等

(会員の氏名及び名称等の変更)

- 第10条 会員は、その氏名又は連絡先等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法によりその旨を本会に通知する必要があります。
- 2 前項に規定変更通知の不在によって、本会からの会員への通知、書類等が遅延または不達になった場合、本会はその責を負わないものとします。

第6章 会員資格の停止

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったとき、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき

(退会)

第12条 会員は、退会届を書面又は電磁的方法をもって本会事務局に届け出て、任意に退会することができます。

(会員資格の停止・解除)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または解除することがあります。

- (1) 年会費が支払われないとき
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) 本会、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
- (4) 本会、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (5) 会員登録に関わる事項について、虚偽の情報を提出したことが判明したとき
- (6) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (7) 本会規約及び本規定に違反したとき
- (8) その他、前各号に準ずる場合で、本会が会員として不適当と判断したとき

第7章 会員資格有効期間終了に伴う措置

(措置)

第14条 会員資格有効期間が過ぎ、本会からの通知の後も、本会が会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員の権利の行使を停止し、本会に対し債務があった場合はすみやかに清算することとします。

第8章 禁止行為

(禁止行為)

第15条 会員は、無断で本会の名称及び会員名簿等を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした活動を行ってはなりません。

第9章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第16条 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。

- 2 本会は、本会が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

第 10 章 損害賠償

(損害賠償)

第 17 条 会員が、本会規約及び本規定に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、本会が受けた損害を本会に賠償することとします。

(会員間の紛争)

第 18 条 会員間相互に生じた紛争において、会員は自己費用と責任において解決するものとし、本会には一切の責を負いません。

第 11 章 残存条項

(残存条項)

第 19 条 退会した場合又は会員資格が停止もしくは除名された場合であっても、第 14 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条および本条の規定は有効に存続するものとします。

(附則)

本規定は 2022 年 6 月 25 日より実施する。